

# 委員会審査

市長から提出された条例や専決処分等の議案について、各委員会で審査の集中したものをお知らせします。

## 総務委員会

### ▼柏市税条例の一部改正

**問** 罹災証明書の提出で税控除されることだが、今現在、どのくらいの罹災証明書を発行しているのか。

**答** 全体で約1100件の申請があり、そのうち800件程度の罹災証明書の発行を終了している。

**問** 残り300件は、罹災証明書の発行から除外されたのか。

**答** 保険の適用外となったため、申請者本人から罹災証明書の発行を辞退したものである。

**問** 本市で対象となる方はいるのか。

**答** 福島県や宮城県などで被災された方が本市へ引っ越し、来以降も住まれた場合は対象となる。

### ▼一般会計補正予算

**問** 旧第一庁舎を解体し、その跡地に74台分の駐車場を整備することだが、駐車台数の積算根拠は。

**答** 市役所の規模、来客数を勘案して駐車場の計画台数を223台と定めた。駐車場整備後は、現在より37台プラスとなる。

## 市民環境委員会

### ▼専決処分（国民健康保険条例の一部改正）

**問** 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の賦課限度額を77万円に引き上げる改正となっているが、限度額は、77万円にしなければならないということか。

**答** 限度額を77万円にすることにより、中間所得者層の保険料率、特に所得割の料率に大きく影響が出ていると考えている。

**問** 限度額の引き上げについては、なるべく市民の負担が少なくなるよう努力してほしいがいかか。

**答** 国保会計は、慢性的な赤字体質という財政運営を余儀なくされているため、限度額を上げていかなければならない市の状況がある。

**問** 専決処分で承認を得るのではなく、議論ができるようにしてほしいがいかか。

**答** 先の3月議会で追加提案したかったが、施行日の1週間を切った段階で政令が公布されたため、やむを得ず専決処分となった。

## 教育民生委員会

### ▼財産の取得（柏北部中央地区新設小学校給食用備品）

**問** 学校給食調理委託業務について、偽装請負とならないように、どのような注意をしたか。

**答** 栄養士が仕事の指示書を出して中間検査等を行っている。

### ▼一般会計補正予算

**問** 介護施設等自家発電装置整備事業補助について、補助を受ける企業・老人ホーム等の施設

の数は十分か。

**答** 今回は特別養護老人ホーム13施設・介護老人ホーム1施設・ケアハウス4施設の合計18施設のすべてを対象にしてある。

**問** 24時間対応定期巡回について、一部地域をモデルとして国が判断した背景は。

**答** 国では、高齢者の要介護の方が在宅生活を安心して継続できるようにを想定し、24年度以降に事業を取り入れようと考えている。市では23年度のモデル事業で先行し、検証結果を取り入れたいと考えている。

## 建設経済委員会

### ▼工事の請負契約の締結（柏駅西口第七駐輪場立体整備工事（建築工事））

**問** 今回の落札率は。また、制限付き一般競争入札のことだが、どういう制限がついているのか。

**答** 落札率は、約95・9%である。制限は、主に3点あり、①本店が柏市内。②総合評定値が建築一式工事について700点以上。③官公庁等が平成8年度以降に発注した建築一式工事であって、かつ1千万円以上の鉄筋コンクリート造、または鉄骨造を含むものについて、元請として施工管理をした実績が2件以上あることである。

### ▼工事の委託契約の締結（柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業に係る公共下水道工事）

**問** 一般的に本市が行っている下水道工事に比べ、北部の下水道整備のほうで落札率が10パーセント程度高いがなぜか。

**答** 市と県では契約のシステムが違う。その結果の開きではないかと認識している。

## 柏市空き家等適正管理条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることの防止を図り、もって生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本市の区域内に所在する建築物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
  - ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態
  - イ 建築物に不特定の者が侵入することにより犯罪が誘発されるおそれがある状態
  - ウ 建築物の敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (3) 所有者等 市内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(空き家等の所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第5条 市民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を報告することができる。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による報告があったとき又は第4条に規定する適正な管理がされていない空き家等があると認めるときは、当該報告に係る空き家等又は当該適正な管理がされていない空き家等の実態調査をすることができる。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の実態調査により、当該実態調査に係る空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該実態調査に係る空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導を受けた空き家等の所有者等が正当な理由がなくて当該指導に従わないとき又は第6条の実態調査により、当該実態調査に係る空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて空き家等の適正な管理のために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、柏市公告式条例（昭和29年柏市条例第3号）第2条第2項に規定する市庁舎掲示場への掲示及び本市が発行する広報紙で規則で定めるものへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 前条の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 前条の規定による勧告に係る空き家等の所在地及び建築物又はその敷地の別
- (3) 前条の規定による勧告の内容

(警察署長に対する要請)

第10条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署の長に対し、必要な措置を講じるよう要請することができる。

(支援)

第11条 市長は、空き家等の所有者等に対し、空き家等が管理不全な状態にならないための必要な支援をすることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。
- (見直し)
- 2 市長は、平成28年8月31日までの間に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 柏市自殺対策推進条例

我が国の自殺による死者数は、平成元年の22,436人から平成10年には32,863人にまで急速に増加し、その後も現在に至るまで年間30,000人を超える人々が自らその命を絶っている。本市においても平成17年以降、毎年80人前後の人々が自らその命を絶っている状況にある。

これまで我が国では自殺を個人的な問題であるにとらえる傾向が広く見られた。しかし、近年における研究の進展により、自殺の発生には様々な社会的要因が影響を与えていることが明らかになってきている。

我が国では、このような自殺による死者数（以下「自殺者数」という。）の増加及び自殺の要因に関する研究の進展等を背景として、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定された。

本市においても、平成20年に柏市自殺予防対策連絡会議が設けられ、国、千葉県等と連携した自殺予防対策の拡充が図られてきたところである。今後はさらにその取組を進展させ、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策としての自殺対策の取組を平成27年3月31日までに集中的に実施し、もって本市における自殺者数の減少及び自殺者又は自殺未遂者の親族等（以下「自殺者の親族等」という。）が受ける深刻な心理的影響その他の不利益の軽減を図り、市民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、ここに柏市自殺対策推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止及び自殺の防止等に関する地域の理解の促進を図り、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、国、他の地方公共団体、医療機関、事業者、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係するものとの連携の下に、本市における自殺に関する現状を把握し、それに基づいて自殺対策について本市の状況に応じた施策の策定又は改善を行い、効果的かつ総合的な自殺対策を推進するものとする。

- 2 本市は、自殺対策の推進のために適切な人材の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 本市は、教育活動及び広報活動を通じて自殺の防止等に関する市民の理解を深めるために必要な施策を講じるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自殺対策の重要性に対する理解を深めるとともに、偏見、誤解等により自殺者の親族等が深刻な心理的影響その他の不利益を受けることのない地域社会の実現に努めるものとする。

(教育機関の責務)

第4条 学校は、本市、国、本市以外の地方公共団体、医療機関、事業者、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体、保護者等と連携しながら、児童、生徒及び学生が心身ともに健康な生活を送り、及び自殺の防止等に関する理解を深めることができるよう、適切な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、本市と連携を図りながら、その雇用する労働者の心の健康の保持のため、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(連携体制の強化)

第6条 本市は、既存の各種相談窓口間の連携を強化するとともに、国、他の地方公共団体、医療機関、事業者、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係するものとの連携体制の強化に向けて、必要な施策を講じるものとする。

(各段階にわたる支援)

第7条 本市は、自殺対策として、自殺の事前予防としての普及啓発及び地域づくりの推進、自殺発生の危機への対応としての早期介入支援を含む相談支援及び連携体制の充実並びに自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応における家族及び本人の支援体制整備の各段階にわたる支援を行うものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第8条 本市は、自殺者の親族等が抱く複雑な心情に十分に配慮し、偏見、誤解等による深刻な心理的影響その他の不利益を受けることのないよう、自殺者の親族等に対して適切な支援を講じるものとする。

(財政措置)

第9条 本市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政措置を講じるように努めるものとする。

(市議会への報告)

第10条 市長は、毎年度、当該年度の前年度中にこの条例の目的の達成に向けて実施された取組に関して、その概要を市議会に報告するものとする。

2 議会は、この条例の目的の達成に向けた本市の施策の評価又は検証のため必要があると認めるときは、市長に対し、当該施策の実施状況の報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (失効)
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- (経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にこの条例の目的の達成に向けて実施された取組の概要の市議会への報告については、第10条第1項の規定は、平成27年3月31日後も、なおその効力を有する。